

j
令和6年3月25日招集

令和6年 第3回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和6年第3回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和6年第3回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和6年3月25日（月） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（17名）

1番	清野周治	2番	元木太志	3番	大江弘哉
6番	山科幸子	7番	永瀬清一	8番	石山一穂
9番	栗原洋幸	10番	芦野繁美	11番	阿部昇
12番	寒河江一浩	13番	大江正好	14番	加藤友英
15番	中谷裕	16番	高橋浩一	17番	東海林光輝
18番	門脇功	19番	菅原繁治		

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第3号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第5 報第4号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第6 議第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議第28号 農用地利用集積計画について
- 第9 農地あっせん委員会の報告
- 第10 農地転用委員会の報告
- 第11 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

農業委員会事務局長	岡田正樹	農政主査兼係長	松岡義朗
農地係長	後藤美智子	主任	杉浦ひとみ

1. 議長 農業委員会会長 菅原繁治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和6年第3回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、4番 留場美佐委員、5番 仲野孝藏委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

6番 山科幸子委員、7番 永瀬清一委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第2回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第3号農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第8、議第28号農用地利用集積計画についてまでの、2報告と3案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長、お願いします。

【岡田事務局長】

令和6年、第3回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は2件です。

報第3号 農地の転用の制限の例外確認申請について

別紙、土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係

受付番号1番 申請者住所氏名：東根市大字羽入●●●●● ●●●●●。転用しようとする土地の表示、土地の所在：大字羽入字北原●●●●●、地目：畑 面積：1,363 m²の内100 m²、土地の所有者：●●●●●、転用の理由：農業従事者用駐車場・通路、所要面積：駐車場・通路 100 m²。

以下、受付番号2番の1申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。3頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、16件であります。

報第4号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。4頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号42番 土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●●、地目、登記簿：田、現況：田、地積：3,876 m²。賃貸人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●● ●●●●●。賃借人住所氏名：東根市大字長瀬1399番地 株式会社ファーム片桐 代表取締役 片桐忠一。解約後の利用、中間管理機構利用であります。

以下、受付番号43番から6頁の受付番号57番までの15申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。7頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、18件です。

議第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。8頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号38番 土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●●、地目、登記簿：田、現況：樹園地、地積：2,051 m²。譲渡人住所氏名：東根市本丸東●●●●● ●●●●●、事由：労力不足 経営面積：730 a。譲受人住所氏名：東根市一本木二丁目●●●●● ●●●●●。事由：経営規模拡大 経営面積：109 aであります。

以下、受付番号39番から10頁の受付番号49番までの11申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。11頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定です。

受付番号 50 番 土地の所在：中央東三丁目●●●●、地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：873 m²。貸人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●● ●●●●、事由：労力不足、経営面積：70 a。借人住所氏名：東根市中央東二丁目●●●● ●●●●、事由：経営規模拡大 経営面積：91 a であります。

以下、受付番号 51 番から 53 番までの 3 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。12 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定です。

受付番号 54 番 土地の所在：大字野川字新野川●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,401 m²他 16 筆。貸人住所氏名：東根市中島通り一丁目●●●● ●●●●
事由：経営移譲年金受給のため、経営面積：411 a。借人住所氏名：東根市中島通り一丁目●●●● ●●●●、事由：期間満了につき再設定、経営面積：411 a であります。

以下、13 頁の受付番号 55 番の 1 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。14 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 5 条の許可申請は、6 件です。

議第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 5 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。15 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請関係

受付番号 9 番 土地の所在：四ツ家一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：954 m²。

譲渡人住所氏名：東根市四ツ家一丁目●●●● ●●●● 職業：農業。譲受人住所氏名：東根市神町北五丁目 3 番 24 号 株式会社ラディッツ 代表取締役 矢萩賢一 職業：不動産業、転用後の主要目的：宅地分譲、道路、道路（セツバック）、水路、ごみ置き場、消火栓、公園、所要面積計 5,740.50 m²。備考として、所有権移転、併用地有、実測面積があります。

以下、受付番号 10 番から 16 頁の受付番号 14 番までの 5 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 5 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。17 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、例外確認申請、農地法第5条の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にさせていただきたいと思えます。18頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、68計画です。

議第28号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。19頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号20番 土地の所在：大字若木字若木●●●●、地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：2,402㎡。売人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●● ●●●●。買人住所氏名：東根市若木通り四丁目●●●● ●●●●。利用目的：樹園地して利用、移転時期：令和6年3月25日、対価、総額：4,500,000円、支払い方法：口座、引き渡し時期：令和6年4月23日、買人の耕作面積は255aであります。

以下、受付番号21番から21頁の受付番号27番までの7申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。22頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号80番 土地の所在：大字東根元東根字下白金●●●●、地目、登記簿：田、現況：田、地積：3,121㎡。貸人住所氏名：東根市本丸西三丁目●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根市新田町二丁目●●●● ●●●●。種類：賃貸借権設定、利用目的：水田として利用、始期：令和6年3月25日、終期：令和11年3月24日、賃借料：10aあたり60kg、5年再設定、借人の耕作面積は568aであります。

以下、受付番号81番から30頁の受付番号134番までの54申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。31頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権移転です。

受付番号135番、土地の所在：大字長瀬字北方●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,984㎡他3筆。貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●、(旧)借人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●、(新)借人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●、種類：賃貸借権移転、利用目的：水田として利用、始期：令和6年3月25日、終期：令和8年3月24日、賃借料：10aあたり13,028円、残期間2年、借人の耕作面積は114aであります。

以下、受付番号 136 番、137 番の 2 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権移転）は、記載のとおりです。32 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、使用貸借権設定です。

受付番号 138 番 土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：8,389 m²。貸人住所氏名：東根市中央東三丁目●●●● ●●●●、借人住所氏名：東根市中央東三丁目●●●● ●●●●、種類：使用貸借権設定、利用目的：樹園地として利用、始期：令和 6 年 3 月 25 日、終期：令和 16 年 3 月 24 日、賃借料：無償、10 年新規、借人の耕作面積は 120 a であります。

以下、受付番号 139 番の 1 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりです。

以上で、報告案件 2 件と、議案 3 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 9、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会副委員長より求めます。17 番東海林光輝農地あっせん委員会副委員長。

【17 番東海林光輝農地あっせん委員会副委員長】

はい、17 番東海林です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 3 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 12 件、賃貸借権設定の許可申請 4 件、使用貸借権設定の許可申請 2 件、合計 18 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 3 月 15 日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号 38 番から 49 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 50 番、52 番及び 53 番の申請事由は経営規模拡大となります。受付番号 51 番の申請事由は、新規法人となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、
受付番号 54 番の申請事由は、経営移譲年金受給のためとなります。
受付番号 55 番の申請事由は、新規就農となります。

なお、今月開催されました委員会において、新規法人として「株式会社 colorful 代表取締役 平山道夫氏と、新規就農者である●●●●氏への聴取も行われ、協議の結果、この度の農地法第 3 条申請について、許可する事と致しました。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしております。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、日程第 10、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

8 番、石山一穂農地転用委員会委員長。

【8 番石山一穂農地転用委員会委員長】

はい、8 番石山です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 3 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 5 条による許可申請 6 件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 3 月 15 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

このたびの、農地法第 5 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、
受付番号 9 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、宅地分譲を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の (1) のエの (ア) b (c)」に該当

受付番号 10 番、12 番及び 13 番については、農地の規模が 10ha 以上の区域にあるため第一種農地となりますが、受付番号 10 番は農業用施設としての車庫・農作業場、受付番号 12 番は集落に接続して長屋住宅、受付番号 13 番は既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を超えない範囲で駐車場を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第 2 の 1 の (1) のイの (ア) a」に該当

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)c(a)」に該当
立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)c(e)」に該当
立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)e(e)」に該当
受付番号11番については、第一種及び第三種農地のいずれの要件にも該当しないため、
第二種農地となりますが、雪捨て場を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当
立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(イ)」に該当
受付番号14番については、宅地化が見込まれる区域内にある農地の区域で、さくらんぼ
東根駅を中心とする半径500mから最大1kmまでの区域内宅地率が、40%となる区域内にあ
る農地であることから、第二種農地となりますが、資材置き場を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(ア)a(b)」に該当
立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(イ)」に該当
以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付す
ることの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第11、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について
報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第28号農用地利用集積計画について、2番元木太志委員、8番石山一穂委員、9
番栗原洋幸委員、15番中谷裕委員が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参
与に関する制限に該当します。

したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは15分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いた

します。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【15番 中谷裕委員】

15番中谷です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第26号については、経営規模拡大、新規法人及び期間満了につき再設定によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第27号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第28号については、水田及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【1番 清野周治委員】

1番清野です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第26号については、経営規模拡大及び新規就農によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第28号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いします。

【7番永瀬清一委員】

7番永瀬です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第26号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第27号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第28号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第3号、農地転用の制限の例外確認申請について、及び、報第4号、農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、始めに、議第26号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議第27号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、以上2案件について一括して採決致します。

お諮りいたします。

議第26号から議第27号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、及び許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第26号から議第27号については、許可すること、及び許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第28号農用地利用集積計画について採決いたしますが、その前に、2番元木太志委員、8番石山一穂委員、9番栗原洋幸委員、15番中谷裕委員に申し上げます。あなた方は、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第 28 号農用地利用集積計画について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 28 号については、決定することに決しました。

2 番元木太志委員、8 番石山一穂委員、9 番栗原洋幸委員、15 番中谷裕委員の復席を求めます。

2 番元木太志委員、8 番石山一穂委員、9 番栗原洋幸委員、15 番中谷裕委員に申し上げます。

ただいま、議第 28 号については決定することに決しましたので報告いたします。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 6 年第 3 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前 10 時 43 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員